

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（税務課）

一 趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅用の土地を取得した場合に、不動産取得税を減額する特例措置について、適用期限を二年延長する等の改正を行う。

二 内容

（一） 不動産取得税

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅用の土地を取得した場合に、不動産取得税を減額する特例措置について、適用期限を二年延長する。

（二） 自動車税（環境性能割）

ア バリアフリー化基準に適合したバス及びタクシー（いずれも新車に限る。）を取得した場合に、取得価額から一定額を控除する特例措置について、適用期限を二年延長する。

イ 先進安全技術を搭載したバス及びトラック（いずれも新車に限る。）を取得した場合に、取得価額から一定額を控除する特例措置について、適用期限を二年延長する。

（三） その他

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

三 施行期日

令和七年四月一日